

監 査 報 告 書

学校法人ぜんりょう学園

理事長 中 村 仁 殿

令和 7 年 5 月 23 日

学校法人ぜんりょう学園

監事

監事

私たちは、学校法人ぜんりょう学園の監事として、私立学校法第 37 条第 3 項に基づいて同学園の令和 6 年度(令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日まで)における計算書類(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表ならびに付属明細表)による学校法人の財産の状況および学校法人の業務について監査を行いました。

監査の結果、私たちは、上記の計算書類は学校法人会計基準(昭和 46 年文部省令第 18 号)に準拠しており、学校法人ぜんりょう学園の令和 7 年 3 月 31 日現在の財政状況および同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めます。

また、学校法人の業務に関して不正の行為または法令若しくは寄附行為に違反する事実のないことを確認いたしました。

以上